

介護保険 2割負担の対象

年金収入280万円以上

一定の所得がある高齢者が介護保険サービスを利用

した場合の自己負担を、1割から2割に引き上げる制度見直しをめぐり、厚生労働省は、「年金収入で年280万円以上」を対象者とす

る方針を固めた。21日の自

民党厚労部会に具体案を示した。近く始まる通常国会で介護保険法を改正、2015年度の実施をめざす。

利用者負担の引き上げは、厳しい介護保険財政を立て直すねらい。対象について、厚労省は昨年秋、年収から税金の「公的年金等控除」分などを差し引いた額が①160万円以上②170万円以上——の2案を審議会に示した。収入額は

世帯ではなく、個人単位で判断する。

厚労省は最終的に①案に絞り込み、この日の自民党の部会に示した。収入が年金のみの場合、280万円以上となる。実際に負担が増えるのは、在宅サービス

を利用する人では15%程度とみられる。

ただし介護保険では利用者負担に上限があり、実際の負担額が必ず今の2倍になるわけではない。今の上限は、市町村民税が課せられる世帯で月3万7200円。厚労省は、「現役並み」(単身で38.3万円以上の年収がある人については、月4万4400円に引き上げる方針だ。(有近隆史)